

1 開催日 平成 23 年 2 月 22 日 (火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 2 号 平成 23 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

平成 22 年度一般会計 3 月補正予算

平成 23 年度一般会計当初予算

高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案

公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例制定議案

不動産取得議案

日程第 3 市教委第 3 号 平成 23 年度教育委員会の機構について

日程第 4 市教委第 4 号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

4 報告 県市新図書館等の基本構想について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	教育次長	依 岡 雅 文
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	国 沢 隆
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	少年補導センター所長	田 所 和 仁
	市民図書館長 (参事)	筒 井 秀 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	学校教育課人事班長	松 下 整
	自由民権記念館主幹	中 山 雅 雄
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課主査	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 2 月 22 日(火) 午後 4 時 03 分～午後 6 時 01 分 (たかじょう庁舎 3 階選管会議室)

## 2 議事内容

開会 午後 4 時 03 分

野本委員長

ただいまから、第 1066 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。本日の議案は 3 件です。日程第 2 市教委第 2 号「平成 23 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。事務局から一括して説明の後、それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

3 月議会に提案予定の議案について説明させていただきます。配布しました資料の平成 23 年 3 月定例会提出議案一覧をお願いします。

3 月議会に提案予定の議案は、予算議案が 22 年度補正予算議案と 23 年度当初予算議案の 2 件と予算外議案が 5 件でございます。

1 の 22 年度補正予算議案ですが、補正内容としては 15 件でございます。

まず、(1)及び(2)の派遣職員負担金ですが、(1)の内容は、平成 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 2 年間の予定で、北見市との職員相互交流研修に伴い、職員の派遣を受け入れています。今年度が 1 年目でして、今回の補正は、その受け入れる人件費を北見市に対して負担するものでございます。次に、(2)の内容は、平成 20 年 4 月 1 日から高知県競馬組合の経営改善のため、職員の派遣を受け入れているものでございます。今年度が 3 年目でして、今回の補正は、その受け入れに伴う人件費を競馬組合に対して負担するものでございます。

次に、(3)及び(4)の小・中学校管理費でございます。内容は、小・中学校水道料の 10 月までの実績額が予算額を上回ったことから、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。なお、22 年度の小学校、中学校の水道料決算見込み額については、前年度決算額を少し上回る見込みとなっています。

次に、(5)及び(6)の小・中学校図書整備事業費でございます。この事業は、県が実施を予定しています学校図書館図書整備費補助金と国の補正予算による地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、県教育委員会発行の「きっとある君の心に響く本」に掲載されている本の中から図書を購入し、市内の小・中学校の図書館の充実を図るものでございます。なお、この事業は年度内に完了できないため、23 年度への繰越しを予定しています。

次に、(7)及び(8)の小・中学校耐震補強整備事業費でございます。この事業は国の補正予算による、安全・安心な学校づくり交付金を活用して、23 年度に事業化を予定していた小学校 3 校と中学校 1 校の計 4 棟の耐震補強工事及び大規模改造工事を前倒しして実施するものでございます。なお、この事業は、年度内に完了できないため、23 年度への繰越しを予定しています。

次に、2 ページ(9)の江陽小学校新設事業費でございます。財団法人高知市学校建設公社により、平成 11 年度に先行整備を行った江陽小学校の買い取りについて、当初 22 年度に買い取り予定はしていませんでしたが、国から 22 年度の補正予算の追加調査があり、その結果、事業認定を受けることが

できたことから、普通教室棟の一部を3億5,843万1,000円以内で同公社から買い取るものでございます。

今回の買い取り部分は教室棟でございます。買い取る時期は、今議会閉会後の早い時期を予定しています。なお、後ほど説明いたしますが、この買取りに関連する不動産取得議案を本議会に提出いたしております。

次に、(10)の三里文化会館省エネ改修事業費でございます。この事業は、開館後15年を経過し、施設にも老朽化が生じています三里文化会館の空調設備等について、グリーンニューディール基金を活用して改修を行うものでございます。なお、この事業は、年度内に完了できないため23年度への繰越しを予定しています。

次に、(11)の図書資料購入費でございます。この事業は、国の補正予算による地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、市民図書館本館と6分館及び15分室の図書資料を購入するものでございます。なお、この事業は年度内に完了することができないため、23年度への繰越しを予定しています。

次に、(12)の下知市民図書館整備事業費でございます。この事業は、整備計画が凍結されていた下知市民図書館の改築に向けて、前回の12月議会で議決いただいた基本・実施設計の予算と同様に、21年度に国の経済対策補正等により積み立てた地域活性化・公共投資基金を活用することにより、既存施設の解体工事を行うものでございます。なお、この事業は年度内に完了できないため、23年度への繰越しを予定しています。

次に、(13)新図書館等整備事業費でございます。市民図書館本館を含む複合施設の整備については、委員の皆様もご承知のとおり、現在、県内外の図書館関係有識者で構成する基本構想検討委員会を設置し、県市合同で検討を進めており、年度内に基本構想を策定する考えでございます。今回提案する事業は、国の補正予算による地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、新図書館整備等に係る基本設計、地質調査及び事務所経費等を前倒しして補正するものでございます。なお、この事業は、年度内に完了できないため、23年度への繰越しを予定しています。

次に、(14)東部総合運動場施設整備事業費でございます。この事業は、平成24年に日本スポーツマスターズ大会を迎えるに当たり、16面あるテニスコートの人工芝を順次改修してきましたが、今回国の補正予算による地域活性化・きめ細かな交付金を活用し、東部総合運動場全体の中での11から16までの残り6面のテニスコートの改修を行うものでございます。なお、この事業は、年度内に完了することができないため、23年度への繰越しを予定しています。

最後に、(15)繰越明許費の設定についてでございます。内容は、地方自治法第213条の規定により、22年度内に支出の完了しない見込みである14事業について、23年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて承認をいただくものでございます。

22年度補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、2の平成23年度当初予算議案でございますが、この概要については、5ページの「23年度教育費予算の概要」をご覧ください。最下段の合計欄に教育費総額を記載しています。23年度教育費予算は総額93億1,382万円でございます。前年度と比較しますと、金額で3億4,190万4,000円、率で3.8パーセントの増加となっております。平成23年度の予算編成について財務部からは、公債費の増加や市税等の一般財源の減少に伴い、平成23年度は53億円前後の収支不足が見込まれる中、一般会計の概算要求基準額において対前年度当初比38億円という一定の増が示されました。

しかしながら、財政再建の推進はもちろん、来年度からスタートする新高知市総合計画における将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を実現するための施策の実行予算を優先的に確保する必要があつて、事業を行う目的が深く問われるなど全体的には大変厳しい予算折衝となりました。そして、その折衝の結果、先ほど申しましたように最終的に3億4,190万4,000円の増加となりました。

来年度教育委員会の特徴としては、新総合計画の未来に翔ける土佐っ子の育成や、いきいき学び楽

しむ生涯教育(スポーツの環境づくり)などに基づくものなど,はりまや橋小学校や新図書館建設など,新たなプロジェクトに重点的に投資した予算となっています。資料に基づき新たに計上された主なものについてご説明いたします。

まず,1の教育総務費でございます。対前年度比3.2パーセントの増となっています。主な要因は,省エネ法に基づく省エネルギー対策推進事業費,新総合計画での進路指導の充実に基づくキャリア教育推進事業費,教育基金を活用しての中学生パワーアップ選手権開催事業費,還流学習推進事業費などでございます。

次に,2の小学校費でございます。対前年度比13.9パーセントの増となっています。主な要因は,新総合計画での土佐山小・中一貫校の整備に基づく土佐山小・中学校統合整備事業費,また平成25年度開校予定のはりまや橋小学校整備事業費などでございます。

次に7の社会教育費でございますが,対前年度比2パーセントの増となっています。主な要因は,新総合計画でのまんが文化による地域の活性化に基づくまんざい活性化事業費,施設の老朽化に対処する土佐山公民館整備事業費,地域活性化公共投資基金を活用して来年度中に発注する予定の下知市民図書館整備事業費,また板垣退助の遺品が自由民権記念館に寄託されることに伴う板垣退助寄託資料収蔵事業費などでございます。

ここで,来年度予算の中でトピック的なものとしてまとめた平成23年度重点施策事業のうち,教育委員会関係のものについて,資料に基づき学校教育課,総務課,市民図書館,自由民権記念館と順次ご説明いたします。

#### 学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

来年度の3件の重点施策事業費について説明いたします。6ページをお願いします。実は,本市立学校を退職された教員OBから,昨年末に100万円を本市教育振興のために活用してほしいという寄附の申し出があり,教育基金に積み立てました。その教育基金を活用して,二つの事業を行いたいと考えています。

一つ目が中学生パワーアップ選手権でございます。各学校から代表選手4人を選出していただき,かるぽーとで行いたいと考えています。現在実施しているパワーアップシートの中から問題を出すとともに,難問や,体力に関すること,坂本龍馬問題等を出題して競っていただくものがございます。この事業によって,学習への意欲,チームワーク,愛校心など,自分たちの学校を良くしたい,応援したいという気持ちを高揚していただくとともに,公立学校の頑張りを強くアピールしたいと考えています。

各学校においては,予選会をして代表を決定してもらい,単なるクイズ大会でなく,現在各校で取り組んでいるパワーアップシートの活用促進を目的にするとともに,子どもたちの意欲を喚起し一定の競争の中で,頑張る力や意欲を鼓舞したいと考えています。その必要経費は29万3,000円でございます。

次に7ページ,還流学習推進事業でございます。この事業は,市立学校教員が県外で授業の実践交流を行うものがございます。基金への寄付者は,教員は他流試合等を通して,指導力を付けていくことが重要であるとのご意見を持っていまして,その思いを取り入れてこの事業を行うものがございます。そこで高知教師塾で協力していただいています原田隆史先生に,大阪方面の学校を紹介していただき,本市の小・中学校の教員との交流を図りたいと考えています。期間は2泊3日で2名を派遣し,授業への参加,授業の実施,職員会への参加等により学んできていただき,学校運営に活かすとともに,高知教師塾等を通して高知市全体に広げていくとともに,ミドルリーダーの育成を進めていきたいと考えています。経費は,旅費が中心となりますが,年間12万8,000円となります。

最後に8ページ,キャリア教育推進事業でございます。子どもたちに学習への意欲を引き出す一つの手段としてこの事業に取り組むこととしております。生徒が夢と希望を持って社会に出て行くためには,生徒自身が主体的に自らの進路を選択し,自分の目標,課題を設定することが重要だと考えて

います。この事業は、様々な職種の社会人講師を招聘し、職業観、やりがい、社会のマナー、失敗談等を、直接子どもたちに語ってもらうものでございます。医師、看護師、弁護士、フライトアテンダント、建設関係者、設計士等を予定しています。やりたいことが見つければ、学習への意欲向上にも結びついていくものと考えています。また現在、職場体験学習を実施していますが、この体験学習にも生かせるものと考えています。併せて、先輩から学ぼうコンサートとして、高知市出身の「龍馬伝」で話題となったクラシックギターのデュオのいちむじんと出演交渉しているところでございます。予算は、講師謝金中心で100万円を予定しています。

以上でございます。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

10 ページをお願いします。小・中学校施設耐震化事業費について説明します。事業目的は、南海大地震に備えて、地震発生時の児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民に安全な避難場所を提供するため、学校施設の耐震化を行うものでございます。事業年度は、平成8年度から37年度までで、平成23年度の事業費は、3月補正前倒し分も含めて9億4,031万円でございます。

事業内容の主なものとして、の2か年の継続事業で実施しています潮江東小学校屋内運動場改築事業、の緊急耐震診断事業として、江陽小、浦戸小、五台山小、一ツ橋小、朝倉第二小の小学校5校の屋内運動場、三里中学校の屋内運動場の耐震診断、の耐震補強推進事業として、五台山小東舎、高須小南舎、一ツ橋小北舎、大津小南東舎、潮江南小学校南舎の耐震補強設計を行うとともに、春野東小屋内運動場の改築設計、の耐震補強整備事業として、潮江小屋内運動場、旭東小南舎、介良小中舎及び北舎、愛宕中北舎の耐震補強工事を行う予定でございます。

事業効果としては、上記の事業の実施により、23年度末耐震化率が65パーセントとなる予定でございます。

市民図書館長（参事）

市民図書館長の筒井でございます。

11 ページ、12 ページをご説明いたします。まず、新図書館等整備事業費でございます。お配りしました基本構想中間報告書でございますが、この間、基本構想中間報告書案という形でフォーラム、パブリックコメントに臨んでいましたが、それを受けて検討委員会を開催して、基本構想中間報告書と、「案」が取れた形になりました。この「案」というものが取れた基本構想中間報告書と対応して、今回予算をお願いしたいということになっています。事業目的等は、マスコミ報道のほか当委員会でも報告したとおりでございます。それで、3月補正でございますが、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金という有利な交付金を使おうという趣旨でございます。

平成23年度の事業費は、高知市負担分として5,412万2,000円で、内容は、基本設計業務委託料と地質調査委託料が主なもので、残りは事務費でございます。

基本構想については、年度末には取りまとめということで進めております。市議会、教育委員会等で議論、承認をいただいたら、来年度からこの予算を使って、県・市それぞれに準備組織を作って、来年度に基本計画、基本設計、再来年度に実施設計、平成25年度、26年度の2か年で埋蔵文化財調査と建築工事に当たりたいというものでございます。

次に、12 ページの下知市民図書館整備事業費でございます。これは、中断していました下知市民図書館の新築工事を再開するというので、12月議会で承認いただいたもので、今般、地域活性化公共投資基金を活用して、解体工事費と仮設の図書館設置の経費をお願いしたところでございます。仮設図書館の場所については、現在下知市民図書館の近くの民間ビルと具体的に交渉中で、感触としては、大丈夫かなと思っております。解体工事が9月予定となっておりますから、8月には、仮設の図書館へ引っ越して図書館を開館させたいと考えています。竣工は、平成24年12月でございますので、12月に竣工して新しい図書館に引っ越し等の準備をして、開館は平成25年4月1日あたりを想定していますが、その辺は若干流動的なのところがございます。

いずれにしても、下知地区の地元の皆さんが、大変熱心に運動等もされたことが、具体的に進み出したということでございます。

自由民権記念館担当主幹

自由民権記念館の中山でございます。

板垣退助寄託資料収蔵事業について説明します。13 ページをお開きください。このたび、東京稲城市在住のご子孫の方から遺品の保存、活用のお話がありまして、当館で寄託資料として受け入れることとなったものでございます。事業の目的及び効果については、歴史的価値の高い資料を後世に適切に引き継いでいくとともに、展示公開をして業績を顕彰するものでございます。歴史博物館としての価値を高め、来館者の促進につながるものと期待をしています。

事業費は480万円で、主なものとして、美術専用車による資料の搬入、また受け入れたための特別収蔵庫の保管棚の設置、改修などがございます。以上でございます。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

平成23年度予算について、引き続きご説明いたします。また5ページの概要でございます。

増額される予算がある一方で、総務課の校舎等施設管理費、学事課の教材費、スポーツ振興課の学校体育施設改修費などが対前年度と比較すると減額されることとなりました。この措置は、財政状況が好転するまでの間の措置と考えていますが、少なくとも平成25年度までは教育委員会事務局と学校の一層の連携、あるいは学校職員による創意工夫などによって、何とか乗り切るしかないと考えています。

平成23年度教育予算の概要の説明は、以上でございます。

最後に、3の予算外議案5件でございます。資料14ページから19ページまでを参考にご覧いただきながら説明させていただきます。

まず、(1)高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案でございます。御豊瀬小学校の状況につきましては、これまでも経済文教委員会などにおきまして報告していましたが、新聞等の報道にもありましたように、本年1月の定例教育委員会で、平成24年3月31日をもって、御豊瀬小学校を閉校し、4月1日から長浜小学校に統合する決定がなされたところでございます。同小学校は平成13年度から校区外の児童を受け入れる特認校制度を導入し児童数の減少に歯止めをかける施策をとってきましたが、23年度は新1年生4名を迎える予定となっているものの、全校児童数は1年生から3年生までの9名のみになることが想定され、学校行事、児童会活動、集団スポーツ等が困難な状況となり、加えて養護教諭が配置できないなど、学校職員の十分な配置ができず、安全管理面からも学校運営が懸念される状況でございます。

また、18年度から統廃合の検討も含め、翌19年度からは保護者等地域住民との意見交換会を数回開き、概ね統廃合についての同意が得られたと考えてところでございます。

以上のような経過を踏まえ、高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案を議会に提案する次第でございます。

次に、16ページでございます。(2)公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例議案でございます。これは平成23年4月1日に施行される高知市暴力団排除条例第11条の規定、これは公の施設が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は許可を取り消すことができるという条項でございますが、この趣旨を踏まえて市の公の施設の設置条例に暴力団の利用を排除する条項を整備するものでございます。

なお、本条例制定議案は、教育委員会からはお示ししてある20施設でございますが、3月定例会では高知市の関係施設を一括して総務部から提案する予定でございます。

次に、(3)不動産取得議案でございます。資料の4ページでございます。先ほどの補正予算議案の説明に関連するものでございます。財団法人高知市学校建設公社により平成11年度に先行整備を行った江陽小学校の買い取りについては、当初22年度での買い取りは予定していませんでしたが、国

から 22 年度補正予算の追加調査があり、その結果、事業認定を受けることができたことから、普通教室棟の一部を 3 億 5,843 万 1,000 円以内で同公社から買い取るものでございます。

次に、(4)不動産取得議案でございます。この事業は、財団法人高知市学校建設公社の借入金の解消に向けた買取事業でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社により平成元年度から 2 年度にかけて先行整備を行った久重小学校のうち、国庫補助対象とならない体育器具庫のほか解体事業費、校舎増改築に伴う仮設校舎及び用地賃貸借料など先行整備費に要した経費について、市単独で 7,698 万円以内で同公社から買い取るものでございます。

なお、買取りの日は 4 月末を予定していますが、今回の買い取りで、久重小学校の同公社からの買取りは終了でございます。

次に(5)不動産取得議案でございます。この事業も、財団法人高知市学校建設公社の借入金の解消に向けた買取事業でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社により平成 11 年度から 12 年度にかけて先行整備を行った初月小学校屋内運動場のクラブハウス棟について、国庫補助対象とならない男女シャワー室、男女更衣室及び通路、階段部分について、市単独により 3,292 万円以内で同公社から買い取るものでございます。

なお、買取りの日は 4 月末を予定しています。

説明は以上でございます。

野本委員長

以上の件に関して質疑をお願いします。

西森委員

4 点ほど質問いたします。1 ページからです。

まず、(3)、(4)で水道料の予算に不足が生じる見込みになったということで、合計 1,576 万円とかなりの不足のように見えます。不足が生じること自体は止むを得なかったかも知れませんが、どうしてこれほどの見込み違いというものが生じてしまったのかを教えてくださいたいというのが 1 点目です。

2 点目は、(10)三里文化会館省エネ改修事業費の 6,000 万円ですが、空調設備にこれほど掛かるものかと思っています。恐らく大掛かりな設備で、専門業者が入るものと考えますが、もし分かれば教えてくださいたいです。

それから、5 ページの小学校費の中で、給食事業費が 3,234 万円の増となっています。これまでも給食事業費に関するコスト面のお話があり、民営化などの工夫もされていると伺っていたところですが、来年度事業費が相当大きくなるようですが、その理由について教えていただければと思います。

最後に、図書館費で、図書資料購入費が逆に 5,204 万円の減となっていますが、先ほど補正予算の中で、学校図書館の図書資料の前倒しで購入するというお話があったのですが、それとは関係ないかも知れませんが、なぜこれほど減額になったのかお伺いできればと思います。

学事課長

まず水道料の件でございますが、決算ベースで小学校についてみても 1 億 5,200 万円、中学校レベルでは 3,700 万円ほどの決算額になります。その中で言いますと、今回の補正は、その一部だということができると思います。先ほどの総務課長の説明でも前年度の決算額と比較して若干増加になる見込みと説明いたしました。その原因については、各月の使用量を前年度比で見ても、6 月、7 月、8 月辺りが顕著に増えている状況がございました。理由として予想されますことといえば、今年の猛暑が学校での使用量の増加につながっているのではないかとということが 1 点です。それから、もう 1 点は、学校の施設自体が相当古くなっているという状況があるかと思っています。水道局には、漏水があった場合に還付するという制度がありますが、これを活用した件数が、通年は 5 件くらいですが、今年は 13 件ということで若干増えています。この 2 点が、トータルとして増加した要因ではないかと分析しております。

それから、給食費の増でございますが、9 月議会で学校給食調理業務の民間委託について債務負担

行為の設定を議決いただきました。潮江東小学校については5年間、長浜、横浜新町小学校については3年間の債務負担行為を行いました。それを受けて、23年度予算において、民間委託の経費を計上したため増加になっているものでございます。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

三里文化会館の省エネ改修事業費でございますが、三里文化会館はホール、研修室を備えた複合施設として16年前にできた施設ですが、空調の燃料に灯油を使っておりました。そうした中、老朽化によりまして昨年9月にホールの空調がダウンし、利用者の方にご迷惑をおかけしたことがございました。そういうこともございまして、毎年少しずつ改修しておりましたが、環境部所管の事業で国のグリーンニューディール基金として申請していた事業のうちの 하나가施工できないということがあって、その分をこの改修事業費として充てたところでございます。

なお、空調設備として4,800万円の機械設備工事、840万円の電気工事と、あと「等」と申しますのは、グリーンニューディール基金は複数の事業がないと採択されないということがあって、窓ガラスに断熱フィルムを貼ることとしております。これにより年間約29トンの二酸化炭素が削減される見込みとなっております。

市民図書館長（参事）

図書館費の件です。当初で5,200万円の減ですが、結論から言うと単純に3月補正予算で前倒しをしたので4月は減るということです。3月補正予算で前倒ししたのは、先ほど申しました国の補正予算による地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が活用できるということによるものです。今まで国の交付金を図書購入費に充てるということは少なかったのですが、片山総務大臣が鳥取県知事時代に鳥取図書館をてこ入れして全国有数の図書館にされた実績もあってか、図書購入に活用できるようになりました。現場としては、例年ベースに積んで増やしていただいた方がいいのですが、なかなかそうもいきません。

西山委員

4ページの不動産取得に関わって、財団法人高知市学校建設公社の役割、位置づけをお教えいただきたいと思えます。

総務課長補佐

学校建設公社の設立された昭和56年当時は、木造校舎から鉄筋コンクリート校舎に変わる時期でして、建て替え時期が重なるということで、大量の改築ラッシュがありました。それを、とてもじゃないが、毎年の市の予算では賄い切れないということで、学校建設公社を創設して、銀行から資金を借り入れて校舎を先行整備して、国から認証事業とし採択されますと国の補助金がいただけますので、採択された分を毎年買い取っていくということをやってまいりました。

ただ、金融機関から借入れしますと利息が発生します。その利息が、公社で抱えているものについては嵩んできている。嵩んでいるものの主なものは認証事業で買取りができない市単独のもので、その市単独分を残していくと毎年債権が増えていきます。平成35年度までには公社の残高を解消していくということで、市としては、毎年4億円の予算を組んで買取りを行っておりますが、その中には半期ごとの利息も含まれていますので、残高が少なくなるような計画で現在進めております。

西森委員

11ページの図書館の関係で、23年度事業費の市負担分という記載がありますが、県との分担が前提だと思うのですが、分担方法や分担割合はどのようになっているのでしょうか。

市民図書館長（参事）

図書館部分については、最終的には設計が固まったあとに、それぞれの固有の面積あるいは共有の面積を分けていく必要がありますが、設計が終わるまでの現時点では、当初この議論が始まる時に、単独であれば県立が1万平方メートル、市が7,000平方メートルくらいは必要だろうということで、合わせて1万7,000平方メートルという議論をしていました。



その当初使っていた1万平方メートルと7,000平方メートルの10対7で仮に分けています。科学館、点字図書館もこの中に入りますが、科学館、点字図書館については5対5の折半という形で分担割合を出しております。

西森委員

最終的に面積が固まった段階では、清算という形で調整されるということでしょうか。

市民図書館長（参事）

はい、そのようになります。

野本委員長

単純なことですが、暴力団等の利用制限ですが、過去そういうことがあったからでしょうか。

総務課長

過去にということは、確認しておりません。今回のことについては、全庁的な施設の関係条例の改正ということです。

野本委員長

国の交付金がたくさんありますが、これを利用した予算がたくさんありますけど、そういう交付金がそれに使えるのだというのは各課が探してくるのか、それとも全庁的にこういう交付金の使い方の指示があるからでしょうか。

総務課長補佐

まず情報等については、基本的には財政課から各所管に、県などを通じて情報を把握するよう指示が出されますが、実際は財政課の方で12月末くらいの地方財政計画の国の通達に基づいて、財源を見繕って、当初予算に生かしていくというのが通常の流れです。交付金については、国の補正予算なので、ほとんどは財政課が内容を把握していて、事業によって交付金を活用できるのかどうかをさび分けしているのが現状でございます。

西森委員

暴力団の利用を制限する条例改正ですが、19ページに経過措置として「この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による」とありますが、もしかしてですけど、こういう暴力団だと今の段階で判明してすでに許可してしまったとなると、使用させるのも止むなしという解釈になりますが、その解釈で良いかということが1点です。そうだとしたら、経過措置の在り方が、これで良いのかというのがございます。この点いかがでしょうか。

総務課長

この経過措置についてですが、先ほど申しましたように条例が全庁的な取り扱いになっています。この文章からすると委員さんの言われる解釈になるのかなと思いますが、なお、市の法制担当の方に確認しておきます。

西森委員

条例の規定が既にあって、この条例は23年4月1日から施行ということですので、今がスタート前の期間ということになるのですが、万が一この間に申し込みがあっても、4月1日から施行ということが分かっている状況にあるときにどうなるのかなということを考えました。まあ、そんなことはないでしょうけれど、その点を確認していただけたらありがたいです。

松原教育長

窓口で、この人は確かに暴力団だと認定する手段はあるのですか。

総務課長

認識する手段については、立案部署の総務部のほうで現在まとめておりまして、庁内に周知することとしています。

山本委員

小・中学校の耐震化事業ですが、23年度末に65パーセントということですが、予定どおりであれば

37年度又はもう少し前倒しで完了する予定なのでしょうか。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

小・中学校の耐震化については、今のところ予定どおり平成37年度を目指してやっています。ただ、国の補助あるいは耐震診断の結果、耐震性が確保されるというところで、動く見込みが想定されますので、そういった場合は前倒しとなる可能性はあります。

野本委員長

学校教育課の事業ですが、やはり教育には夢を、子どもにも、先生にも夢を持って臨んでもらうことが重要だと思うのですが、先輩の先生の寄附によって、こういった事業が進められている感じがしますが、それが無ければこういう事業を行うのは難しいのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

我々としては、テーマとして、意欲を持たせるということを来年度のテーマに掲げて予算編成に臨んだところでございます。その意味では、パワーアップ選手権もそうですし、ミドルリーダーの先生方が意欲を持って、県外の研修に行く、そして今回意欲を喚起し、勉強にも打ち込める目標というもの掲げてやっていきたいと思っています。パワーアップ選手権と還流事業の2つの事業は教育基金ですが、もう一つのキャリア教育推進事業については、市単独で行うものです。

西森委員

今のキャリア教育推進事業に関連して教えていただきたいと思います。

今回の事業費は、教員OBの寄付が契機であったかも知れませんが、来年度以降も同じような予算が組まれるということについては、今回の事業の成果いかんということがあるかも知れませんが、その可能性があるのかというのが1点です。社会人を招聘してということですが、これは私の意見を含めてのことですが、やはり自分の学んだ校舎から旅立った人が何かになっていることは、物凄くリアルに感動することだと思うので、できたらやはりなるべくOBの範囲の中から探していただくのがいいのではないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

まず、ギターデュオの方は、高知市の公立中学校を卒業した方として、先輩に学ぶということですが、もう1点の社会人講師は、各学校が選択できますので、もちろん、当該校を卒業した方に来ていただくことは可能です。ただ、旅費、謝金を全体に計上しているという制約があり、苦労するところはありますが、選択はできます。

次年度以降につきましては、我々としては、継続したいと考えていますが、やはりその効果や、子どもたちの様子を十分に聞き取って来年度対応していきたいと考えております。

西山委員

キャリア教育でお含みおきいただきたいと考え、意見を述べさせていただきます。特に、キャリア講師としてお話しただく中に出てくることであると思いますが、それぞれの産業の歴史的なことあるいは高知に根差したいろいろな産業がありますので、そういった歴史的な背景などを、ぜひお話ししていただくということを講師の方をお願いしていただければありがたいと思います。

学校教育課長

そうしたことについては、打ち合わせの時間帯を設けてお願いをすることになっております。すべての方がそういうことができるかどうかは分かりませんが、是非お願いをして、できるだけそういった歴史的なものも深めていただけるように考えてまいります。ご助言ありがとうございました。

松原教育長

キャリア教育に関してですが、講師の方を県外から招くということをしなくても、県内に住んでいる方も凄い方が相当いらっしゃると思うのですね。事情を話せば、ほんとにただ同然で来ていただ

ける方もいると思います。この予算を呼び水にして、そうした方々に手弁当で来てもらって、話をしてもらおうということを含めてやっていく必要があるのかなというふうに思います。

野本委員長

学校教育の成果というのはすぐに数値に表れないので、予算獲得には難しい面があると思いますが、また頑張ってくださいと思います。

松原教育長

学力の向上もいろいろやっていますが、夢や希望、志といった面が弱いのではないかと考えています。やはりそういう周りに対するエネルギーみたいなものを子どもたちにしっかり持たせるためには、先輩の生き方から学んでいくというキャリア教育というのは、非常に大切といった側面があるのではないかと考えています。学力向上の一環として取組みを進めていきたいと考えています。

西山委員

このキャリア教育も学力のこともそうなのですが、もう一度点検しておかないといけないと感じているのは、ただ単に機械的に教育プログラムをこなすというのでやってしまうと、応用が利かなくなるということになるのです。もう一度手前に、例えば算数ですと、こういう形で数式が成り立っているのかというような原理ですとか、国語ですと、言葉の意味や定義を深めるプロセスを踏んでおいたほうがより効果的だと思います。理解しているつもりで話していると、意外に一番根本の「なぜそうなるか」ということを習得しないで、機械的にこなしているためにつまずいてしまうということが見受けられますので、ぜひこのキャリア教育の機会を通じて、根幹をなすその基礎的な「なぜそうなるのか」というところを点検された方がよろしいのではないかと考えています。

学校教育課長

ありがとうございます。

野本委員長

ほかにございませんか。

特にないようですので質疑を終わります。

それでは、出された意見を踏まえて、教育委員会として市長に申し上げることはいかがいたしましょうか。

委員一同

【 な し 】

野本委員長

特にないようですのでお諮りします。

市教委第2号「平成23年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、「特段の意見なし」ということで異議はありませんか。

委員一同

【 異 議 な し 】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第2号は、そのように決しました。

次に、日程第3「平成23年度教育委員会の機構について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池島でございます。資料20ページをお願いします。

平成23年4月からの教育委員会の機構に変更予定がございますので、その変更案をご説明いたします。来年度教育委員会事務局機構において変更予定があるのは、市民図書館の中に県市合同の図書館合築に取り組み、建設を行う部署である新図書館建設室を新設することです。

新図書館整備事業は、統合移転が予定されている追手前小学校敷地の一部を活用し、狭隘化や老朽化した県立図書館と市民図書館を一体的に整備するとともに、点字図書館や仮称科学館を合わせた公

的な施設を整備するものでございます。詳細については、後ほど図書館長からご説明いたします。

現在新図書館、新点字図書館、仮称科学館の三つの基本構想検討委員会において、基本構想の取りまとめ作業がなされていますが、平成23年度は、この基本構想を基に、基本計画、基本設計に取り掛かる予定でございます。こうしたことを踏まえて、新図書館建設に向けての組織強化については、平成23年度当初から市民図書館の組織の中に新図書館建設室を新設し、高知県も同様の組織の新図書館整備課を新設予定ですが、この二つの組織が同じ場所で協同しながら本事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。なお人員は、3名の体制を予定しています。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑はありませんか。

西山委員

3名体制ということですが、その中でのそれぞれの役割について教えてください。

総務課長

3名ですが、管理職1名、係長職1名、担当1名としております。基本は管理職が決定してまいりますが、実行部隊といたしまして担当者の2名が協力していくこととなります。なお、高知県のほうも同様の組織を想定していて、県市合同で仕事を進めていきますので、それに相對した形の組織というふうに考えています。

野本委員長

ほかにご意見はございませんか。

特にご意見もないようですので、この件に関する質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第3号「平成23年度教育委員会の機構について」は、原案のとおり採決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第4号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

高知市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明します。今回の改正は、新たに本市の学校に学校事務企画調整室を置くことができるよう規則を改めるものです。

まず、学校事務企画調整室を置く理由について、資料に基づいてご説明いたします。学校事務の在り方については、学校事務の有り方に関する検討委員会を設置して、計6度にわたって協議してまいりました。その提言の中に、この学校事務に関する組織の在り方について提言がありました。

まず現状ですが、学校事務職員が1か月未満の病欠休暇をとった場合には、代替職員は入りません。そのとき、学校は、一人事務、または二人事務となっていますので、事務が停滞するという状況があります。また、異動した教頭先生が学校ごとに事務のやり方が違うといったことで、慣れるのに1年かかるという課題を抱えていました。そうしたことで、「均質化」をしていかなければならないという問題があります。また、不適切な事務執行とならないよう、公金取り扱う責任と相互チェックができる仕組みが必要であるという内容でございます。

また、年齢構成を見てみると、小学校、中学校、特別支援学校で、50歳台以上の方が3分の1強になっている状況があり、若い方は18歳、はたちといった方々が入ってくる。しかし、この18歳、はたちの方々は、当然学校事務というのは初めてですし、初めての職種で、各学校に一人か二人とい

う状況の中で、ほんとに経験がないことになります。そこに、ベテランの事務職員の大量退職で、ここ10年で大きく変わるということで、若い職員が多くなります。経験の若い方が、一人配置になることが予想される中で、学校事務の質を落とさないようにするのが課題でございます。

2枚目をご覧ください。そしてその組織化が重要だと言われております。質の向上、効率化・均質化、個人情報等の保護、研修体制の必要性、学校長の権限が次第に拡大、そういった問題がございます。そこで3つの大きな課題として、学校事務を高める均質化、育成する仕組み、支援する仕組みの対応で、学校事務の企画調整室が必要であるという提言が示されたものでございます。その提言の内容のはじめに、仮称企画調整室の設置があり、以下8項目の内容が示されております。企画調整室の設置は、いわゆる加配の学校事務職員の5名体制で組織し、そこで、様々な学校での課題をヘルプデスク的にフォローしていく。また派遣をして学校に出向っていく。そういったことを考えています。研修体制の充実もそこで考え合わせて、高知市教育委員会と連携して研修を整備していくようなことです。

最後のページに、「学校事務日常業務のてびき」を配布しまして、均質化を図るということで、指導、助言することも考えています。また、臨時職員配置校や職員未配置校ができる可能性もございませぬので、そういった学校への業務支援する体制を整えることも考えております。

おおまかですが、そういったことから、「学校事務企画調整室を置くことができる」との規則の改正を行おうとするものでございます。

ここでお手元の新旧対照表を見てください。第4章では、新たな職員の組織として、「高知市学校事務企画調整室」ということで、第20条の3第1項で「教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化と学校運営に関する支援を行うために、学校事務企画調整室を置くことができる」と、第2項で「学校事務企画調整室の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める」と、第3項で「学校事務企画調整室に、室長を置くことができる。当分の間、総括主任がこれにあたる」というような内容でございます。この総括主任というものは、現在、3名配置しております。総括主任の職務としては、学校事務に関する内容において、市立学校の事務職員を指揮監督する。地域内の学校事務の質の向上と均衡の取れた執行に関する指導、助言、新規採用事務職員等の指導を行っていただいております。

なお、運営に関する設置要綱については現在別途作成中で、3月末までには作成する予定ですが、設置要綱ですので、教育委員会に諮ることはありません。

以上でございます。

西山委員

今回の企画調整室については、ある一定の期間で中止して、目的が達成されたときには終えるものか、それともずっと続けるお積もりでしょうか。

学校教育課長

現在の状況からすると、継続をしていくことで考えております。

西山委員

この企画調整室で、最も大事なことは何でしょうか。

学校教育課長

資料の2ページにある3つのしくみづくりへの対応を図るため、2ページ右上と2ページの左上の2つを考えていました。いわゆる学校事務の質の向上は、努めなければいけない。そして、本市の事務職員が、この学校ではできるが、この学校ではできないということがあってはならない。いわゆる効率化や均質化の課題、そしてこれから本当に、個人情報保護や説明責任をどこの学校でも対応できなければならない、そしてこのための研修内容が非常に重要になってまいります。また、学校長の権限が拡大される中で、事務職員の助言が非常に重要になってきます。そういったことで、高知市全体を均質化するしくみづくり、育成するしくみづくり、支援するしくみづくりがないと、先ほど申しました内容が保てないということになりますので、こういった組織を継続していく必要があるのではな

いかと考えております。

西森委員

均質化の問題ですが、逆になぜバラツキが生じてしまったのかということです。もちろん、学校ごとに、当然、前の人がこうやっていったから、右に倣えということもあるでしょうし、みんながあっちこっちの方向に行ってしまったというのかも知れませんが、その辺の実態を教えていただきたいのが1点目です。

それから先ほど教育委員会の機構図があったが、あくまでもこういった室を設けることができるという条例にすべきで、実際設ける予定というものを教育委員会として持っているのでしょうか。

学校教育課長

まず、均質化の問題ですが、今までばらつきがあった。例えば今まで高知市ですずっとやってきた事務の進め方が次第に変わっていくことがございます。また、それぞれの地域の中で、それぞれのやり方があるのも事実です。それから、例えば、ファイルの綴じ方一つにしても、1冊に全部綴じていって番号を取るやり方もあれば、ファイルを細かく区分けして綴じていくやり方もございます。そうすると、A小学校では1冊であるファイルが、B小学校では幾つものファイルがあって綴じられている。C小学校に行くとその倍のファイルがあるということになってしまいますので、慣れるのに1年掛かってしまうというようなことがありました。整理の仕方が間違っているわけではありませんが、どのやり方が一番分かり易いかというのを検討し、統一してやっていこうということです。そうすればA小学校からB小学校に異動したとしても、すぐに対応が可能となります。

次に機構ですが、来年の4月には機構の改革をしたいと考えています。ただ、教育委員会の内部機構とは切り離れた形で、市の中心部にある中学校又は小学校のうちどちらかの学校内に設置したいと考えております。

西山委員

均質化というのは、内容が同じであればファイルの綴じ方がバラバラでも良いじゃないかとなりかねない。定められたとおりやっていこうというのであれば、「均質化」ではなく「平準化」ということになろうかと思えます。

松原教育長

教育委員会がやろうとするのはそういうことです。

山本委員

私も「均質化」よりは「平準化」が良いと思いますが、同時に「平準化」によって良い面が失われることのないようしていただきたいと思えます。

学校教育課長

先日の管理職への説明会の中で、県の様式、市の様式などのほかに、書類の量は少ないと思えますが、その学校独特あるいは地域に根差した内容を残しつつやっていきたいと思えます。

松原教育長

学校事務は一人職場が多いため、悪く言えば自分勝手にやってしまうことがあります。専門的な内容もあって、校長が全てを抜き取りチェックするというには至っていない。不適切な会計処理を指摘されますが、高知市は、一定のマニュアル化によって標準化したものにしていこうということでこの作業が始まりました。ですから、人事異動で変わったとしても、同じことを同じ形でやっていけるようにしていきたいと思えます。

野本委員長

2ページ目の企画調整室の設置の組織のところ、小さい字で平成22年度実績とありますね。こういうような形で、試行的にやっていこうとしているのですか。

学校教育課長

新規採用事務職員への対応のために2名の加配教員、そして事務の効率化に関する研究のための加配職員が3名おりまして、この5名によって企画調整室の体制をつくりたいということでございます。

野本委員長

企画調整室をどこかの学校に置くということですが、その5名の方は一般の事務はやらずに、専属で企画調整室の業務を行うということになるのですね。

学校教育課長

基本的には専属になりますが、いわゆるヘルプデスク的な、又は病欠等が出たときなど、何かあったときには、支援を兼ねて学校に行ってもらふこととなります。

松原教育長

学校には正規の事務職員がいる。企画調整室の職員は加配です。普段は、室のほうで業務を行い、何かあったときに駆けつけて支援することとなります。

野本委員長

ほかに意見はございませんか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第5号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおりで決することに異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「県市新図書館等の基本構想について」の説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市民図書館長の筒井でございます。

これまでの報告の内容と重複する部分もございませうがご説明させていただきます。

11 ページが新図書館整備事業の概要でございます。県立図書館、市民図書館それぞれに求められる役割と機能があり、そして中ほどに目指す図書館像としては、課題解決のサポートができる図書館、情報提供機関として地域を支える図書館といったことがあります。ここまでは、合築であろうが、単独であろうがやらなければいけないことになっています。あるいは、県立図書館、県庁所在地にある市町村図書館は、ここまでが求められているというものでございます。

今回の合築によってどういうことになるかと言えば、県立図書館と市民図書館の役割を明確に分担して、効率的にそれぞれの役割を担っていくということですので。その場合、図書館の資源、すなわち建物、人、資料だと言われていますが、それらを一緒にすることによって効果を発揮しようというものです。基本的な考え方のところにあるように、利用者にとっては、県、市の区別は事実上ないように設計するつもりです。玄関を入れて右に行ったら市民図書館、左に行ったら県立図書館といったことはありません。

県立図書館、市民図書館の二つの組織は基本的に維持します。それは全く同じことをしていたら一つにしてもいいですが、今回ずっと言われているのは、県立図書館と市民図書館は役割、機能が違うということで、これは大方了解されていると思いますが、役割、機能が違うのであれば、主体的に責任を果たす組織をそれぞれに設置するという考え方です。

この場合、特に県立図書館の組織は、市町村図書館とどう違うのかということが問われてきましたが、県立図書館ならではの部分に力を入れ、市町村図書館と重なっていた部分は、市民図書館に移すというイメージです。したがって、県立図書館の貸し出し機能という直接サービスは、県が市に委託し、職員も県が市に派遣するという形で市民図書館が実施いたします。今回の新図書館の建物の中では、市民図書館が前面に出て、県立図書館はその後ろにいるということになります。ただ、県立図書館の大きな役割として、県下の市町村図書館へのサービス、また県下全体の図書館振興ということがありますので、県下の市町村図書館から見れば、県立図書館が前面に出るということにならなければいけないと思っています。

そうした役割分担をしつつ、これから基本計画、基本設計へと入っていきますが、大きな建物となりますので、相当なエネルギーが必要になってまいります。良いものにする、それに向けて進めていきたいと考えます。

本県には本格的な科学館がなかったというのは、県教委もそれなりに気にされていたようです。高知市には、こども科学図書館が30年間設置されていまして、退職された理科の先生方に大変なご苦労をいただいて、手作り感の漂う良い雰囲気のある施設とっておりますが、施設としてはとても狭い状況です。今回、新図書館の整備に併せて、高知市教育委員会としては、子ども科学図書館を拡充したいと考えておりましたが、それに県も一緒にやろうということになってこの構想となったものでございます。

ただ、建物の中のワンフロアというイメージですので、広くはなく、コンパクトな都市型科学館という表現したように、選択と集中というようなことが基本になります。科学館の果たすべき役割として、人材の育成、知的創造活動の場の提供というスローガンにありますように、コンパクトとはいっても体験型の科学館であるとともに、高知の自然に親しむものでありますとか、ハヤブサのこと、DNAのことなども学べるものにしないといけないと考えております。

科学館という施設を新設すると、非常に欲張ってしまうというか、風呂敷がいくらでも大きくなるようになりますが、一定果たすべき役割から考えた具体的なイメージですが、通常科学館というと、収納庫が格納庫を持ってたくさんの標本を抱えるというイメージがありますが、そのスペースがないので、それは今後の課題としてということにしています。基本的には、県内全域の高校生までの子どもさんが、体験的に触れる施設であること、展示や理科の実験、あるいは科学教室といったものをストーリーとして展開してまいりたいと考えています。通常の場合、展示を見て、触って、帰られることが中心になると思いますが、夏休みあるいは土曜日、日曜日を使って実験や研究といったことで、それは今の現在の子ども科学図書館でも提供していますが、そういう展示、実験そして野外でのフィールドワークといったものまでを展開していきたいというふうに考えています。施設としては、展示エリア、実験・学習エリア、管理エリア、その他共用エリアというようなイメージで。まだ、基本構想の段階ですので、全体を大きめに作っていますが、現実の施設の条件に合わせて基本計画、基本設計で絞り込んでいくこととなります。

それから、最後ですが、新図書館基本構想中間報告書、今日配りました分で「案」が取れ、案の段階と違ったところだけ報告いたします。新図書館基本構想中間報告書14ページですが、基本構想案でフォーラムをやり、あるいはパブリックコメントをやっておる中で、特に大きい点として、図書館利用に障害のある利用者へのサービス、配慮が弱いのではないかとのご指摘がありました。細かいことは省略しますが、著作権法が改正されて、これまで点字図書館でしか提供できなかったサービスが、一般の図書館においてもほとんどができるようになっていきます。

それから今日の時代、さまざまな障害のある利用者に適したサービスとする必要がございます。14ページの(5)の図書館利用に障害のある利用者への配慮した図書館という項目を、検討委員会での議論を反映し、追加しております。

それから、13ページの(3)セーフティネットの役割を果たす図書館という表現ですが、これも検討委員会からの提案でございまして、学習が困難な子どもたちに対する学習の場の提供や、社会人に対しても、資格を習得するための資料、就職支援につながる情報等が提供できるというもの、あるいは図書館に来られない、病院へ入院している方とか社会福祉施設等に入っている方々にも、図書を検索し、借りることができる図書館ということを追加しております。この(3)、(4)、(5)が「案」からの変更点でございます。

野本委員長

この件に関しまして質疑をお願いします。

西山委員

図書館のセキュリティについては、どこかに記述されていますでしょうか。検討委員さんから、特



にこういった問題があるだとかの提起があったかどうかについてもお教えいただければありがたいのですが。

市民図書館長（参事）

現段階では、議論として上がっておらず、記述としてはございません。ただ、現場では、様々に議論しておりまして、例えば他の図書館ですとか、施設面のことですとか、今後基本計画の設計のところでも詰めていくこととなります。

なお、検討委員会では、ICタグを導入することが提起されていますが、それによってもセキュリティに一定効果があるのではないかと考えております。ICタグと申しますのは、平たく言いますとレンタルビデオ店なんかでやっているようなものですが、その辺の論議は今後出てくるだろうと思っています。

あと、街中ですので、どのような人が、どのように入ってくるかということ自体については、現場では、課題意識を持って検討しています。

松原教育長

検討委員会では議論していませんが、事務局のレベルでは、防犯カメラが必要ではないかといったことを検討しているようです。

山本委員

県市の合築の場合の広さの問題ですが、当然、敷地の問題ですとか、建物が周囲と合う、合わないということもあるでしょうが、専門家の方々から見たとき、今回示された広さというのはいかがでしょうか。

市民図書館長（参事）

今語られています1万5,000平方メートルというのは、中四国にある図書館を参考にして、広さを見込んで計画されております。もちろん、県立図書館と市民図書館が一緒になり、子ども科学館や点字図書館が併設されますので、それぞれを単独で整備することを考えますと、それほど広くないという印象を受けますが、今回出されております1万5,000平方メートルというのは、それでも図書館としては相当な広さとなっています。設計が固まらない段階ですが、その中でエリア分け等を工夫しながら、100点満点ということにはなりません。経過的には1万3,000平方メートルということが検討されていたころから言いますと少し広がっていると言えます。あと、県市が単独整備したときは、郊外に立地ということが想定されますので、アクセスの問題もあり駐車場が200台は必要になると見込まれますので単純な比較とはなりません。

野本委員長

人の配置の問題などはどうなるのでしょうか。例えば、子ども科学図書館では、理科部会のOBの先生方が非常勤で業務をされていますね。

市民図書館長（参事）

中間報告書への記載としては、30ページにスタッフ、ボランティアについての考え方が記載されていて、科学館には科学館学習を推進する常勤の専門スタッフ、それらに協力する非常勤の専門スタッフ、それから行政の常勤スタッフの3種類のスタッフが必要という記述になっています。基本構想検討委員会の報告書としては、いわば学芸員と事務の常勤の正職員を置くべきであるという記述になっていて、そこに非常勤の先生方を置くというのが基本構想の表現でございます。

野本委員長

素晴らしいものを展示しても、その間をつなぐ人がいないと、展示を見ても「ああ、いいね」で終わってしまう。そうではなく、本当に学習意欲につながるような科学館となるよう、人の問題をよろしく願います。

松原教育長

科学館だけでなく、人の問題は課題ですね。例えば、図書館には司書を置くべきではないかという意見もあります。今後検討していかなければならない課題だと考えます。

西山委員

科学館ですが、地域の人にも積極的に活用して、高知でないと見られないというような施設にしてい  
ただくと同時に、電子化などで、どうやってそれを発信していくかということも検討に加えていただければ  
ありがたいというように考えます。

市民図書館長（参事）

まさに、そういうことです。図書館では、郷土資料という言い方をしますが、基本的に郷土資料は  
来館しないと見ることはできませんので、そういう点では、それをどのように発信していくかという  
ことについても検討していきたいと考えます。

西山委員

それから、展示については、ぜひ、子どもさんが見てわかるレベル、写真を出すとか目に触れる展  
示についてもお願いします。

市民図書館長（参事）

はい、検討していきたいと考えます

野本委員長

ほかにご意見はございませんか。

特にないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時01分

署 名

委 員 長 \_\_\_\_\_

2 番 委 員 \_\_\_\_\_